



議案第二百二十八号

三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法

(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十六年十二月二十八日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十六年十二月二十八日 原案可決

三朝町議会議長 名越典由

三朝町条例第 号

三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の給与に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「一万千円」を「一万二千円」に、「七千五百円」を「八千円」に改める。

第十条の二第一項第一号中「七千円」を「九千円」に改め、同条第二項第一号中「一万四千五百円」を「一万六千五百円」に、「七千円」を「九千円」に、「五千五百円」を「六千五百円」に改める。

第十一条第二項第一号及び第三号中「一万六千円」を「一万七千円」に改める。

第二十一条第三項中「三十八万四千円」を「四十七万四千円」に改める。

別表第三

行政職給料表 (第三系関係)

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1			118,900	101,900	
2	173,600	145,300	125,000	106,900	83,400
3	180,900	151,800	131,100	112,600	85,900
4	188,400	158,400	137,300	118,800	88,700
5	195,900	165,300	143,700	124,500	91,500
6	203,400	172,400	149,800	129,200	94,700
7	210,900	179,400	155,800	133,800	98,200
8	218,500	186,300	161,800	138,300	101,900
9	226,100	193,100	166,800	142,400	105,400
10	233,800	199,700	171,800	146,100	108,700
11	241,600	206,200	176,700	149,700	111,600
12	249,500	212,700	181,600	153,200	114,200
13	257,400	219,100	186,400	156,700	116,800
14	265,100	225,200	190,700	159,400	119,000
15	272,100	231,100	194,800	162,100	121,200
16	278,900	236,500	198,900	164,700	123,300
17	284,400	241,700	202,600	167,200	124,900
18	289,400	245,600	205,700	169,600	
19	293,000	248,900	208,700	171,600	
20	296,600	252,000	211,000		
21	300,200	254,500	213,300		
22	303,800	256,900	215,500		
23		259,300	217,700		
24		261,700	219,900		
25		264,100			

別表第三を次のように改める。

別表第四

医療職給料表（第三条関係）

職務の 等級 号 給	1 等級 給料月額	2 等級 給料月額
1	231,200 円	円
2	241,300	201,600
3	251,400	211,400
4	261,500	221,300
5	271,400	231,200
6	281,300	241,200
7	291,200	251,200
8	301,100	261,200
9	311,000	271,000
10	320,900	280,800
11	330,700	290,600
12	339,800	298,900
13	348,700	307,200
14	357,500	315,000
15	366,300	322,800
16	374,900	330,500
17	383,000	338,100
18	391,100	345,600
19	399,200	353,000
20	405,500	358,900
21	411,800	364,800
22	416,100	370,100
23	420,400	373,800
24	429,200	377,500
25	436,900	
26	443,600	
27	449,300	
28	454,100	
29	458,900	

別表第四を次のように改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十一条の改正規定は、昭和五十七年四月一日から施行する。

2 改正後の三朝町職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定(第二十一条の改正規定を除く。)は、昭和五十六年四月一日から適用する。
(最高号給等の切替え等)

3 昭和五十六年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、町規則で定める。
(切替期間における異動者の号給等)

4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の三朝町職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、町長の定める職員の改正

後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、町長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

6 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(住居手当に関する経過措置)

7 切替期間において、改正前の条例第十條の二の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第十條の二の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第十條の二の規定による住居

手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれの支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第十条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第十条の二の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第十条の二の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第十条の二の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和五十七年三月三十一日（同日前に町規則で定める事由が生じた職員にあつては、町規則で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

（期末手当の額の特例）

8 改正後の条例第十九条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「」において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額」とあるのは「。以下この項において同じ。」において職員が受けるべき職務の等級の号給の昭和五十五年四月一日において適用される給料月額（基準日現在において当該職員が職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける場合にあつては、町長の定める給料月額）及び基準日現在において職員が受け

るべき扶養手当の昭和五十五年四月一日において適用される月額」とする。

(勤勉手当の額の特例)

9 改正後の条例第二十條第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「給料月額」とあるのは「職務の等級の号給の昭和五十五年四月一日において適用される給料月額(基準日現在において当該職員が職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける場合にあつては、町長の定める給料月額)(以下「昭和五十五年の給料の月額」という。)」と、「給料及び扶養手当の月額」とあるのは「昭和五十五年の給料の月額及び基準日現在において職員が受けるべき扶養手当の昭和五十五年四月一日において適用される月額」とする。

(給与の内払)

10 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(町規則への委任)

11 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、町規則で定める。